

財務部 財政課

1 令和6年度 各会計別決算額一覧表

[単位：千円]

| 会計名 | 予算額 | 歳入 決算額 | 歳出 決算額 | 歳入歳出 差引額 | 翌年度へ繰越 すべき財源 | 実質 収支額 | |
|----------|---------------|------------|------------|-------------|-----------------|-----------|---------|
| 一般会計 | 49,634,854 | 46,983,933 | 45,867,616 | 1,116,317 | 335,338 | 780,979 | |
| 特別 会計 | 国民健康保険事業 | 10,819,376 | 10,711,155 | 10,677,266 | 33,889 | 0 | 33,889 |
| | 公営墓地整備事業 | 31,000 | 20,228 | 20,228 | 0 | 0 | 0 |
| | 駐車場事業 | 44,773 | 40,671 | 40,671 | 0 | 0 | 0 |
| | 介護保険事業 | 8,615,806 | 8,447,538 | 8,378,803 | 68,735 | 0 | 68,735 |
| | 後期高齢者医療 事業 | 3,075,290 | 3,132,882 | 3,069,671 | 63,211 | 0 | 63,211 |
| | 小計 | 22,586,245 | 22,352,474 | 22,186,639 | 165,835 | 0 | 165,835 |
| 合計 | 72,221,099 | 69,336,407 | 68,054,255 | 1,282,152 | 335,338 | 946,814 | |

[単位：千円]

| 区分 | 予算額 | 決算額 | 備考 |
|----------------------------|-----|------------|-------------|
| 水道 事業 会計 | 収入 | 3,067,658 | 2,800,992 |
| | 支出 | 2,818,908 | 2,380,360 |
| | 差引 | | 420,632 |
| | 収入 | 1,519,432 | 169,552 |
| | 支出 | 1,899,641 | 1,380,965 |
| | 差引 | | △ 1,211,413 |
| 下 水道 事業 会計 | 収入 | 3,106,875 | 3,011,905 |
| | 支出 | 3,100,004 | 2,706,681 |
| | 差引 | | 305,224 |
| | 収入 | 1,133,091 | 772,388 |
| | 支出 | 2,018,367 | 1,557,391 |
| | 差引 | | △ 785,003 |
| 病 院 事 業 会 計 | 収入 | 9,764,480 | 8,936,948 |
| | 支出 | 10,019,554 | 9,697,766 |
| | 差引 | | △ 760,818 |
| | 収入 | 1,250,089 | 987,211 |
| | 支出 | 1,704,631 | 1,410,286 |
| | 差引 | | △ 423,075 |

※ 決算額については、決算認定までは「見込額」

2 基金の状況（令和7年5月31日現在）

[単位：千円]

| 区 分 | | 前年度末現在高 | 令和6年度中増減額 | 令和6年度末現在高 |
|------------------|--|------------|-----------|------------|
| 一 般 会 計 | 財 政 調 整 基 金 | 4,675,795 | 237,878 | 4,913,673 |
| | 減 債 基 金 | 1,339,604 | 211,460 | 1,551,064 |
| | 開 発 関 連 公 共 施 設 等 整 備 基 金 | 201,513 | 9,315 | 210,828 |
| | グリーン・クリーン基金 | 431,869 | 30,919 | 462,788 |
| | 公 共 施 設 等 整 備 基 金 | 1,848,444 | 74,926 | 1,923,370 |
| | 地 域 福 祉 基 金 | 390,405 | 4 | 390,409 |
| | 市 民 活 動 基 金 | 162,025 | 1 | 162,026 |
| | 三 田 駅 前 一 番 館 基 金 | 867,787 | 38,234 | 906,021 |
| | 文 化 振 興 基 金 | 1,055 | 0 | 1,055 |
| | 北 摂 三 田 ニ ュ ー タ ウ ン 施 設 整 備 管 理 基 金 | 273,231 | 2 | 273,233 |
| | あ り が と う ! 三 田 っ 子 応 援 基 金 | 407,813 | 149,176 | 556,989 |
| | コ ロ ナ に 負 け る な ! さ ん だ エ ー ル 基 金 | 63,998 | △ 16,387 | 47,611 |
| | 小 計 | 10,663,539 | 735,528 | 11,399,067 |
| 特 別 会 計 | 国 民 健 康 保 険 事 業 財 政 調 整 基 金 | 486,336 | 9 | 486,345 |
| | 介 護 保 険 給 付 準 備 基 金 | 1,567,188 | 187,913 | 1,755,101 |
| | 小 計 | 2,053,524 | 187,922 | 2,241,446 |
| 合 計 | | 12,717,063 | 923,450 | 13,640,513 |

※年度末残高には出納整理期間中の増減を含みます

3 市債現在高の状況（令和7年5月31日現在）

[単位：千円]

| 区 分 | | 令 和 6 年 度 末 現 在 高 |
|------------------|-----------------|-------------------|
| 一 般 会 計 | 総 務 債 | 2,111,551 |
| | 民 生 債 | 246,570 |
| | 衛 生 債 | 1,642,690 |
| | 農 林 業 債 | 114,605 |
| | 土 木 債 | 5,672,693 |
| | 消 防 債 | 703,858 |
| | 教 育 債 | 4,410,783 |
| | 災 害 復 旧 債 | 97,188 |
| | 臨 時 財 政 対 策 債 等 | 15,016,164 |
| | 小 計 | 30,016,102 |
| 企 業 会 計 | 上 水 道 事 業 債 | 234,486 |
| | 下 水 道 事 業 債 | 8,065,589 |
| | 病 院 事 業 債 | 1,086,350 |
| | 小 計 | 9,386,425 |
| 合 計 | | 39,402,527 |

4 債務負担行為の状況

[単位：千円]

| 区 分 | 令和6年度以降の支出予定額 |
|--------------------------------------|---------------|
| 土地・建造物等の購入に係るもの (五省協定(立替施行)によるもの) | 56,054 |
| 小中学校校舎・屋体等 | 56,054 |
| 製造・工事の請負等に係るもの | 45,771,208 |
| 利子補給等に係るもの | 1,486 |
| 指定管理にかかるもの | 2,318,123 |
| 合 計 | 48,146,871 |

5 三田市財政構造改善（骨子）及び三田市未来への財政ロードマップ（骨子）の策定

本市では、まちの成熟など本市を取り巻く課題に適切に対応するとともに、目覚ましい速さで変化する今日の社会に適応した新たな行政のあり方へと転換を図るため、「三田市行政経営方針（令和4年度～8年度）」を策定し、『未来に向け、市民の幸福度を最大化する行政』を基本目標として様々な取り組みを進めてきました。

しかし、その後、物価等高騰の影響が拡大し長期化する中、財政硬直化の懸念が改めて明らかとなり、行政経営の取り組みの中でも財政構造の改善に資する取り組みの重要性・優先性が高まる状況となったため、財政持続性を高め財源を確保する取り組みを進めるべく令和6年8月に財政構造改善骨子を作成し、具体的な行動計画である財政構造改善プログラムの策定を進めていました。

そのような中、三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院の概算整備費が大幅に増加することが明らかとなり、財政構造改善骨子で想定していた前提条件との乖離が生じることとなりました。そこで、大規模投資事業やその他の財政需要の影響、現時点で見込まれる最新の状況を反映させ、令和7年度から令和16年度までの10年間の財政収支見通しを作成しました。その結果、10年間で約93億円の収支不足が見込まれる状況となっています。

本市は、こうした厳しい財政環境の中にあっても、社会の変化に的確に対応しながら、三田市独自の施策や事業を実施できる財政の弾力性を維持し、収支均衡と将来の財政負担に備えることが求められています。

こうした認識のもと、この収支不足を解消し、目指すまちの姿を実現するための道しるべとして、令和7年2月に「三田市未来への財政ロードマップ（骨子）」を策定しました。

三田市未来への財政ロードマップ（骨子）の概要

【取組方針】

- (1) 財政収支の改善を優先しつつ、“志向するまちの姿”を実現するための施策・事業を厳選して実施する。
- (2) 三田市の未来にとって欠かせない新病院整備をはじめ、大規模投資事業等による将来の財政負担を見越し、計画的かつ着実に備えていく。
- (3) 人口減少抑制施策を通じて歳入確保へ積極的に取り組み、安定的な財源の確保を目指す。

「三田市未来への財政ロードマップ（骨子）」では、取組方針として上記の3つを柱に据え、令和16年度までに一般財源ベースでの収支均衡を図ることに加え、新病院整備に伴う財政負担に備えるための新たな基金を設置し、令和16年度までに60億円を確保することを取組目標としています。

具体的な取組内容については、「三田市未来への財政ロードマップ（案）」および「第1次実行計画（案）」として、令和7年8月を目途に成案として取りまとめる予定としています。

（主な取り組み項目）※令和7年2月公表時点での例示

| | | | |
|---------------|---|---------------------|--|
| ①歳入確保に関する取組 | ア | 寄附・クラウドファンディングの活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税（企業版を含む）の強化 ・ガバメントクラウドファンディングの活用 |
| | イ | 市有財産の有効活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・市有財産の売却または貸付 ・ネーミングライツ（命名権）・広告スペースの販売 |
| | ウ | 受益者負担の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用料の適正化 ・手数料の適正化 |
| ②歳出の適正化に関する取組 | ア | 内部事務の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・事務経費の削減 ・公用車の台数見直し |
| | イ | 総人件費の抑制 | <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革による時間外勤務手当の削減 |
| | ウ | 市民の利便性向上と窓口業務の効率化 | <ul style="list-style-type: none"> ・スマート市役所の推進（行かなくてもよい・書かなくてもよい・待たなくてもよい） ・窓口業務の運用見直し |
| | エ | 事務事業の最適化 | <ul style="list-style-type: none"> ・施策を超えた類似事業等の整理 ・地域社会の変化を踏まえた事業手法のアップデート ・事務事業の選択と集中 |
| ③その他、中・長期の取組等 | ア | 公共施設の最適化 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質の充実を前提とした総量削減及び維持管理の効率化 ・機能の集約化・複合化など |
| | イ | 公債費負担の平準化 | <ul style="list-style-type: none"> ・投資事業の実施時期の検討 ・有利な財源確保 |
| | ウ | 人口減少抑制に資する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・人を呼び込む取組 ・産まれる子どもを増やす取組 ・雇用（仕事）を増やす取組 ・住みやすくする取組 |
| | エ | 社会課題解決に向けた行政と事業者の共創 | <ul style="list-style-type: none"> ・公民連携による新たなスキームの構築 |
| | オ | 特目的基金の積み立て | <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）新病院整備基金の設置と積み立て |

公共施設マネジメント推進課

1 公共施設マネジメントの推進

(1) 概要

一時代に整備した公共施設の老朽化が一斉に進むことや、人口減少、社会ニーズの変化に対応するために施設の最適化を図るとともに、市民ニーズに対応した維持管理を適切に行い、安心安全で維持可能な公共施設マネジメントの推進を図る。

(2) 経緯

平成 27 年 11 月 三田市公共施設白書 策定
平成 28 年 6 月 三田市インフラ白書 策定
平成 29 年 3 月 三田市公共施設等総合管理計画 策定
平成 30 年 12 月 三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針 策定
平成 31 年 4 月 公共施設の利活用における地域イニシアチブ実施要綱 施行
令和 3 年 3 月 三田市公共施設個別施設計画 策定
令和 4 年 3 月 三田市公共施設等総合管理計画 一部改訂【国の指針改定】
令和 5 年 3 月 三田市公共施設等総合管理計画 一部改訂【国の指針改定】
令和 6 年 3 月 三田市 P P P / P F I 手法導入優先的検討方針 策定

(3) 令和 6 年度の取り組み

令和 6 年 6 月～9 月 三田市公共施設包括管理業務委託事業者の選定
令和 6 年 8 月 三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針
～中期検証及び中間見直しへの考え方～ 策定
令和 7 年 3 月 三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針
～中間見直し版～（案）に対する市民意見募集の実施

(4) 三田市公共施設包括管理業務委託事業者の選定

ア 公募内容

- ① 対象施設 98 施設
- ② 予算 1,266,422 千円/5 年
- ③ 対象業務 保守点検・維持管理業務、日常修繕業務、マネジメント業務
- ④ 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日

イ スケジュール

| 内容 | 期日等（実績） |
|--------------------|--------------------------------|
| 実施公告 | 令和 6 年 6 月 7 日（金） |
| 現行仕様書等提供申込期間 | 令和 6 年 6 月 10 日（月）～7 月 26 日（金） |
| 質疑受付期間 | 令和 6 年 6 月 10 日（月）～7 月 5 日（金） |
| 質疑回答日 | 令和 6 年 7 月 12 日（金） |
| 参加資格審査申請書類の提出期間 | 令和 6 年 7 月 16 日（火）～7 月 26 日（金） |
| 参加資格審査結果（選定・非選定）通知 | 令和 6 年 8 月 5 日（月） |
| 技術提案書提出期限 | 令和 6 年 9 月 2 日（月） |

| | |
|----------------------------|--------------|
| 技術提案書の審査（プレゼンテーション及びヒアリング） | 令和6年9月20日（金） |
| 選定審査結果（特定・非特定）通知 | 令和6年9月27日（金） |
| 優先交渉権者との詳細協議 | 選定審査結果通知後 |
| 契約締結 | 令和7年1月10日（火） |
| 業務開始 | 令和7年4月1日（火） |

ウ 選定事業者

株式会社ザイマックス関西（所在地：大阪府大阪市）

総合評価点：75.57点/100点

提案額：1,122,004,430円/5年

(5) 三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針～中期検証及び中間見直しへの考え方～ 策定

令和5年度末で、10年計画の5年間が経過したことから、これまでの取組みを検証するとともに、この5年間で大きく変化した公共施設を取巻く状況等を踏まえると基本方針の見直しが必要であることから、残りの期間で取組むための市としての考え方を整理するために策定を行った。

なお、個別の施設の方向性については、令和6年度中に具体的に整理することとしている。

(6) 三田市公共施設マネジメント推進に向けた基本方針～中間見直し版～（案）に対する市民意見募集の実施

ア 募集期間

令和7年3月1日（土）から令和7年3月31日（月）まで

イ 閲覧方法

- ① 三田市公式ホームページでの閲覧
- ② 市役所市民情報ひろばでの閲覧（市役所本庁舎1階）
- ③ 公共施設マネジメント推進課窓口での閲覧（市役所本庁舎3階）
- ④ 各公共施設での閲覧
 - ・まちづくり協働センター
 - ・各市民センター（さんだ市民センター・フラワータウン市民センター・ウッドイタウン市民センター・広野市民センター・藍市民センター・高平ふるさと交流センター・有馬富士共生センター・本庄ふれあいセンター）
 - ・総合福祉保健センター

ウ 意見の提出方法

住所、氏名、電話番号を記入して、以下のいずれかで提出

- ① 電子申請フォーム（LoGo フォーム）からの提出
- ② 意見書（任意様式）による提出（電子メール、郵送、ファクス、持参）

エ 意見件数

2件（2名）

2 指定管理者制度

(1) 趣旨・概要

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する法人その他団体に、「公の施設」の管理権限を委任し、その施設の管理を行わせようとするもので、公の施設の管理主体の範囲を民間事業者等まで広げることにより、①住民サービスの向上、②コストの縮減等を図ることを目的としている。

平成15年6月に地方自治法の一部改正により創設され、三田市では平成18年4月から導入している。

※ 公の施設とは、「住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設」で、総合文化センター、公園、体育館等が該当する。

(2) 年間評価

指定管理者が提供するサービスが安全かつ適正な水準で確実に実施されているかどうかをチェックするため、モニタリングを実施しており、その一環として毎年度終了後には「施設管理評価（年間評価）」を行い公表することとしている。

令和5年度において指定管理者制度を導入している施設の施設管理評価（年間評価）の結果について、令和6年10月にホームページにて公表している。

(3) 指定管理者が管理・運営する施設一覧（令和6年4月現在11件）

| | 施設名 | 指定管理者名 | 選定方法 | 指定期間 | | 所管課 |
|----|------------------------|----------------------|------|-----------------------|----|---------|
| 1 | 有馬富士自然学習センター | (公財)兵庫県園芸・公園協会 | 非公募 | R3年4月1日～ R8年3月31日 | 5年 | 文化スポーツ課 |
| 2 | 総合文化センター | JTBコミュニケーションデザイングループ | 公募 | R5年4月1日～ R8年3月31日 | 3年 | 文化スポーツ課 |
| 3 | 心道会館 | (株)清光社 | 公募 | R4年4月1日～ R9年3月31日 | 5年 | 文化スポーツ課 |
| 4 | 図書館 [本館、ウッドイタウン分館、藍分室] | TRC三田 | 公募 | R6年4月1日～ R11年3月31日 | 5年 | 文化スポーツ課 |
| 5 | ガラス工芸館 | NPO法人 グラスクラフト協会 | 公募 | R6年4月1日～ R11年3月31日 | 5年 | 文化スポーツ課 |
| 6 | 聖苑 | さんだ斎苑管理グループ | 公募 | R2年4月1日～ R7年3月31日 | 5年 | 環境政策課 |
| 7 | 放課後児童クラブ（ゆりのき台小学校区） | 学校法人 親和学園 | 非公募 | R4年4月1日～ R7年3月31日 | 3年 | 子ども育成課 |
| 8 | 障害児療育センター | (公財)ひょうご子どもと家庭福祉財団 | 公募 | R3年4月1日～ R8年3月31日 | 5年 | 障害福祉課 |
| 9 | 総合福祉保健センター | (社福)三田市社会福祉協議会 | 公募 | R3年4月1日～ R8年3月31日 | 5年 | 健康増進課 |
| 10 | 駐輪・駐車場（駐輪場12箇所、駐車場2箇所） | (公社)三田市シルバー人材センター | 公募 | R4年4月1日～ R9年3月31日 | 5年 | 道路河川課 |
| 11 | 都市公園（有料公園施設8箇所） | P&S三田コンソーシアム | 公募 | R5年4月1日～ R10年3月31日 | 5年 | 公園みどり課 |

3 営繕に関わる事務

(1) 設計業務委託・監理業務委託

- ア 主管課：幼児教育振興課
三田幼稚園大規模改修工事設計業務委託
志手原幼稚園大規模改修及び増築工事監理業務委託
- イ 主管課：健康増進課
総合福祉保健センター屋根・外壁等改修工事設計業務委託
- ウ 主管課：教育総務課
三田小学校大規模改修工事設計業務委託
あかしあ台小学校 EV 設置工事設計業務委託
ゆりのき台中学校 EV 設置工事設計業務委託

(2) 内部設計・工事監理

- ア 主管課：総務課
忠魂堂解体工事
- イ 主管課：協働推進課
さんだ市民センター大規模改修工事
さんだ市民センター屋外改修工事
高平ふるさと交流センター大規模改修工事
藍市民センター受変電設備等改修工事
ウッディタウン市民センター空調設備等改修工事
ウッディタウン市民センター防犯カメラ設備改修工事
- ウ 主管課：文化スポーツ課
三輪明神窯史跡園空調設備等改修工事
図書館受変電設備改修工事
有馬富士自然学習センター高圧設備改修工事
- エ 主管課：子ども政策課
多世代交流館空調設備等改修工事
- オ 主管課：幼児教育振興課
志手原幼稚園増築及び大規模改修工事
- カ 主管課：道路河川課
環境センター屋外整備工事
- キ 主管課：公園みどり課
城山体育館大規模改修工事
駒ヶ谷体育館空調設備等改修工事
三田谷公園管理棟防水改修工事
- ク 主管課：環境政策課
聖苑太陽光発電設備設置工事
- ケ 主管課：クリーンセンター
環境センター倉庫棟増築工事
- コ 主管課：教育総務課
三輪小学校大規模改修工事（I期）

松が丘小学校照明設備改修工事

ゆりのき台小学校照明設備改修工事

藍中学校防水改修工事

サ 主管課：消防本部総務課

消防本部太陽光発電設備設置工事

(3) 単価改訂(阪神7市1町建築営繕連絡協議会)

ア 主管者会議 計 3 回

イ システム部会 計 0 回

ウ 建築部会 計 7 回

エ 電気部会 計 7 回

オ 機械部会 計 7 回

税 務 課

1 税務管理係

(1) 令和6年度中の市税条例等の改正

ア 三田市市税条例等の一部を改正する条例（令和6年6月24日施行）

- ・ 地方税法等の一部を改正する法律による（令和6年3月30日公布）

（ア）個人市民税関係

個人市民税減免規定の改正

（イ）固定資産税関係

固定資産税減免規定の改正

固定資産税課税標準の特例措置（わがまち特例）の追加

（ウ）その他所要の規定の整備

地方税法の改正に伴う参照条項等の改正

イ 三田市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和6年6月24日施行）

- ・ 地方税法等の一部を改正する法律による（令和6年3月30日公布）

都市計画税課税標準の特例措置（わがまち特例）の追加

地方税法の改正に伴う参照条項等の改正

ウ 三田市市税条例の一部を改正する条例（令和7年4月1日施行）

- ・ 地方税法等の一部を改正する法律による（令和7年3月31日公布）

（ア）軽自動車税関係

身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）減免提示物の追加

（イ）その他所要の規定の整備

地方税法の改正に伴う参照条項等の改正

エ 三田市都市計画税条例の一部を改正する条例（令和7年4月1日施行）

- ・ 地方税法等の一部を改正する法律による（令和7年3月31日公布）

地方税法の改正に伴う参照条項等の改正

(2) 公示送達(令和6年度 延べ件数)

ア 市県民税 101件

イ 固定資産税 52件

ウ 軽自動車税 21件

エ 法人市民税 0件

(3) 市たばこ税

別表1参照

(4) 法人市民税

別表2参照

(5) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識交付（令和6年度）

| | | |
|---|---------|------|
| ア | 50cc以下 | 377枚 |
| イ | 90cc以下 | 25枚 |
| ウ | 125cc以下 | 222枚 |
| エ | その他 | 75枚 |

(6) 軽自動車税

別表3参照

(7) 税に関する啓発

市広報誌、ホームページ等掲載

表1 市たばこ税

(単位;円・本・%)

| 区 分 | 令和6年度 (A) | 令和5年度 (B) | 増減率 (A/B-1) × 100 |
|---------------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| 税 額 | 519,589,279 | 527,261,244 | △1.5 |
| 本数合計 | 79,302,394 | 80,473,329 | △1.5 |
| (内訳) 紙まきたばこ 手持品数 | 79,302,394 0 | 80,473,329 0 | |

表2 法人市民税（均等割・法人税割）

(単位;人・千円・%)

| 区 分 | 納税義務者数 | | 増減率 (A/B-1) ×100 | 税 額 | | 増減率 (A/B-1) ×100 |
|------|-------------|-------------|------------------------|-------------|-------------|------------------------|
| | 令和6年 (A) | 令和5年 (B) | | 令和6年 (A) | 令和5年 (B) | |
| 均等割 | 2,128 | 2,073 | 2.7 | 344,388 | 331,452 | 3.9 |
| 法人税割 | 960 | 950 | 1.1 | 1,075,090 | 661,495 | 62.5 |

表3 軽自動車税（種別割）

[令和6年度末現在] (単位;台・円)

| 課税台数内訳 | 区分 | | 台数 | 区分 | 台数 |
|------------|-----------------|----------|-------|--------|-----------|
| | 二輪・ 小型 特殊 | 原付50CC以下 | 3,985 | | 軽三・ 軽四 |
| 原付51~250CC | | 3,134 | 新税率適用 | 12,044 | |
| 251CC以上 | | 1,319 | 重課適用 | 5,250 | |
| その他 | | 2,009 | 軽課適用 | 151 | |
| | | | | 計 | 32,836台 |
| 決 算 額 | 234,401,160円 | | | | |

2 市民税係

(1) 個人市民税の納税義務者数

| | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 |
|-----|---------|---------|---------|
| 均等割 | 57,096人 | 57,087人 | 57,324人 |
| 所得割 | 48,273人 | 51,936人 | 52,277人 |

(2) 個人市民税の収入決算額

| | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 |
|---------|-------------|-------------|-------------|
| 均等割(現年) | 188,155千円 | 189,368千円 | 189,633千円 |
| 所得割(現年) | 6,226,775千円 | 6,789,527千円 | 6,718,226千円 |

(3) その他

ア 兵庫地区税務連絡協議会

国税と地方税の連絡協調の円滑化を目的として設立(昭和45年4月～)

- ・会員：兵庫税務署、神戸県民局、阪神北県民局、神戸市兵庫市税事務所、神戸市北市税事務所、三田市
- ・活動内容：課税部会(確定申告事務打合せ会等)

イ 三田市租税教育推進協議会

市内の児童・生徒等に対し、租税の意義や役割を正しく理解させるため、教育関係者、国税当局及び地方税当局との緊密な連携・協調のもと、学校教育等における租税教育充実のための支援を行う。

- ・会員：兵庫税務署、阪神北県民局伊丹県税事務所、三田市、三田市教育委員会、三田市立小学校長会、三田市立中学校長会
- ・活動内容：学校教育における租税教育用の副教材の作成・配布、児童・生徒等に対する租税教室の開催(講師の派遣)、租税教育充実のためのその他の事業等

ウ 申告受付

市県民税申告は、国税の申告と併せ2～3月の申告期間中に受付をおこなっている。また、市内には税務署もなく市域も広いことから、郷の音ホール(三田市総合文化センター)に所得税の申告会場を設け、兵庫税務署の職員、税理士による申告相談を実施している。

令和7年度(令和6年分所得)市県民税申告受付件数実績 (単位：件)

| 会場相談※ | 郵送・投げ込み | 合計 |
|-------|---------|-------|
| 578 | 866 | 1,444 |

※(2/17～3/17 市役所2号庁舎2301会議室他)

令和6年分所得税確定申告受付件数実績 (単位：件)

| | 相談 | 投げ込み | 合計 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|
| 申告会場(郷の音ホール) (2/17～2/20) | 1,531 | 1,533 | 3,064 |
| 合計 | | | 3,064 |

3 資産税係

(1) 固定資産税・都市計画税

ア 固定資産課税台帳の縦覧等

地方税法第416条の規定に基づき固定資産課税台帳の縦覧を行う。

縦覧期間 令和6年4月1日～5月31日（土日祝日を除く。）

| | 縦覧件数 | 閲覧件数 | 審査申出の件数 |
|------|------|------|---------|
| 土地 | 7 | 238 | — |
| 家屋 | 6 | 159 | — |
| 償却資産 | — | 15 | — |
| 合計 | 13 | 412 | — |

イ 異動件数（令和6年1月～12月）

(ア) 土地の異動（法務局異動通知より）

所有権移転 4,650件

表示登記 339件

換地 0件

地籍調査 0件

(イ) 家屋の異動（令和6年度課税向け評価棟数及び法務局異動通知より）

新・増築棟数 163棟（木造 123棟・非木造 40棟）

新・増築延床面積 29,538㎡

（木造 15,708㎡・非木造 13,830㎡）

既存所有権移転登記 1,413件（マンションを除く）

既存表示登記 374棟（マンションを除く）

(ウ) マンションの異動（法務局異動通知より）

所有権移転 514件

表示登記 0件

(エ) 償却資産の異動（償却資産申告書より）

新規義務者 321件（新規に申告のあった事業者数）

ウ 納税義務者

（単位：人・％） ※（ ）内は実数

| | 土地 | 家屋 | 償却 | 合計※ | 増減率 |
|-------|--------|--------|-------|--------------------|--------|
| 令和5年度 | 28,860 | 37,494 | 1,368 | 67,722 (42,985) | 1.00 |
| 令和6年度 | 28,827 | 37,465 | 1,369 | 67,661 (42,880) | (1.00) |

資料：各年度の決算時の調定表（各年5月末現在）

エ 固定資産の価格等の状況 (単位：㎡・千円) 免税点以上

| | 筆数又は棟数 | 地積又は床面積 | 評価額 | 固定資産税課税標準額 | 都市計画税課税標準額 |
|------|---------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 田 | 18,625 | 19,836,463 | 3,697,738 | 2,980,157 | 753,601 |
| 畑 | 4,289 | 1,906,206 | 204,189 | 122,114 | |
| 宅地 | 63,071 | 12,738,731 | 376,345,251 | 126,963,170 | 157,411,959 |
| 山林 | 13,760 | 56,368,175 | 1,157,309 | 1,016,201 | 4,929,891 |
| 原野 | 3,298 | 1,226,139 | 135,329 | 94,298 | |
| 池沼 | 21 | 7,917 | 982 | 982 | |
| 雑種地 | 7,787 | 6,770,100 | 17,078,398 | 11,765,619 | |
| 土地計 | 110,851 | 98,853,731 | 398,619,196 | 142,942,541 | |
| 家屋 | 43,211 | 7,561,959 | 272,721,843 | 272,393,119 | 233,901,964 |
| 償却資産 | | | 142,364,190 | 140,417,642 | |
| 合計 | | | 813,705,229 | 555,753,302 | 396,997,415 |

資料：固定資産の価格等の概要調書（令和6年1月1日現在）

注：宅地の筆数については、小規模住宅用地、一般住宅用地及び商業地等（非住宅用地）に区分されたものの合計のため、実数とは異なる。

参考：宅地の実筆数（免税点以上のもの） 39,591筆

オ 下落修正

地方税法附則第17条の2に基づき令和5年7月1日から令和6年7月1日までの間に地価が下落したと認められることより、令和7年度に向けての土地の価格の下落・修正率を求める。

4 市税収入の状況

〔人口・世帯は3月末現在〕（単位：円・％）

| 年度（予算額） 税目 区分 | | | 令和6年度（17,509,341,000） | | | 令和5年度（17,565,576,000） | | | |
|----------------------------------|---------------|----------------|-----------------------|----------------|--------------|-----------------------|----------------|-------|-----|
| | | | 収入額 | 収納率 A | 前年比 (A-B) | 収入額 | 収納率 B | 前年比 | |
| 普通 税 現 年 度 分 | 市 民 税 | 個人 | 6,414,930,129 | 99.5 | 0.0 | 6,978,895,119 | 99.5 | 0.0 | |
| | | 法人 | 1,419,478,028 | 99.9 | 0.0 | 992,946,716 | 99.9 | 0.0 | |
| | | 小計 | 7,834,408,157 | 99.5 | 0.0 | 7,971,841,835 | 99.5 | 0.0 | |
| | 固定 資産 税 | 固定資産税 | 7,625,537,456 | 99.5 | △ 0.1 | 7,368,504,469 | 99.6 | 0.0 | |
| | | 交付金 | 292,975,500 | 100.0 | 0.0 | 297,460,800 | 100.0 | 0.0 | |
| | | 小計 | 7,918,512,956 | 99.5 | △ 0.1 | 7,665,965,269 | 99.6 | 0.0 | |
| | | | 種別割 (軽自動車税) | 234,401,160 | 99.0 | △ 0.2 | 231,990,730 | 99.2 | 0.1 |
| | | | 環境性能割 (軽自動車税) | 19,012,700 | 100.0 | 0.0 | 15,462,600 | 100.0 | 0.0 |
| | | | 市たばこ税 | 519,589,279 | 100.0 | 0.0 | 527,261,244 | 100.0 | 0.0 |
| | | | 現年度分合計① | 16,525,924,252 | 99.5 | △ 0.1 | 16,412,521,678 | 99.6 | 0.0 |
| 普通 税 滞 納 繰 越 分 | | 市民税(個人・法人) | 39,404,621 | 37.9 | 1.3 | 41,221,280 | 36.6 | 2.0 | |
| | | 固定資産税 | 30,981,858 | 19.9 | △ 1.0 | 35,671,394 | 20.9 | 0.4 | |
| | | 種別割 (軽自動車税) | 2,449,164 | 32.5 | 9.3 | 1,935,030 | 23.2 | △2.2 | |
| | | 滞納繰越分合計② | 72,835,643 | 27.3 | 0.3 | 78,827,704 | 27.0 | 1.0 | |
| 普通税合計（①+②）…③ | | | 16,598,759,895 | 98.4 | 0.1 | 16,491,349,382 | 98.3 | 0.1 | |
| 目的 税 | 現年 | 入湯税 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0 | 0.0 | 0.0 | |
| | | 都市計画税 | 1,169,878,241 | 99.5 | △ 0.1 | 1,168,255,617 | 99.6 | 0.0 | |
| | 滞納 | 都市計画税 | 4,931,976 | 19.5 | △ 0.9 | 5,685,717 | 20.4 | 0.2 | |
| 目的税合計…④ | | | 1,174,810,217 | 97.8 | 0.0 | 1,173,941,334 | 97.8 | 0.3 | |
| 市税合計（③+④） | | | 17,773,570,112 | 98.4 | 0.1 | 17,665,290,716 | 98.3 | 0.2 | |
| 市税調定額 | | | 18,069,698,426 円 | | | 17,973,588,330 円 | | | |
| 1人当たり市税(調定) | | | 170,551 円 (105,949 人) | | | 168,464 円 (106,691 人) | | | |
| 1世帯当たり市税(調定) | | | 380,271 円 (47,518 世帯) | | | 381,071 円 (47,166 世帯) | | | |

5 市税収入の推移

(単位：千円・%)

| 区 分 | | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|------------------|--------|------------|------------|------------|-----------------------|------------|
| | | 収入額 | 収入額 | 収入額 | 収入額 | 収入額 |
| | | 徴収率 | 徴収率 | 徴収率 | 徴収率 | 徴収率 |
| 市 税 収 入 | 現年 | 17,695,802 | 17,580,777 | 17,591,929 | 17,446,284 | 17,595,740 |
| | | 99.5 | 99.6 | 99.6 | 99.6 | 98.8 |
| | 滞 繰 | 77,768 | 84,513 | 88,551 | (通常分) 100,990 | 121,149 |
| | | | | | (コロナ特例猶予分) 129,517 | |
| | | 26.6 | 26.4 | 25.5 | (通常分) 24.9 | 26.7 |
| | | | | | (コロナ特例猶予分) 97.9 | |
| | 合 計 | 17,773,570 | 17,665,290 | 17,680,480 | 17,676,791 | 17,716,889 |
| | | 98.4 | 98.3 | 98.1 | 97.9 | 97.0 |

6 市税収納向上

口座振替の推進

(趣旨)

市民の利便性の向上や納期内納付を促進し自主納付体制の確立と収納向上に資するため、口座振替の促進を図る。

<振替率の推移>

(単位：%)

| 年 度 | | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 税 目 | 市県民税 | 34.4 | 35.3 | 36.0 | 37.0 | 37.2 |
| | 固定資産税 | 57.3 | 58.1 | 58.4 | 58.9 | 59.3 |
| | 軽自動車税 | 40.3 | 40.3 | 40.4 | 40.6 | 40.7 |

(口座振替件数/調定件数×100にて算出)

収納対策課

1 令和6年度における徴税の取組み

(1) 公金収納向上対策

三田市納税推進センターの運営

ア 人員体制 3名（会計年度任用職員3名）

イ 業務内容

（ア）電話（オペレーターによる架電及び自動音声電話）による納付勧奨

（イ）納付書、催告文書の作成・発送

（ウ）納税相談窓口への誘導

（エ）口座振替の勧奨

ウ 業務実績

| | 令和6年度 |
|--------------|------------------------------------|
| 対象税目 | 市税（市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税）・国民健康保険税 |
| 対象者 | 令和6年度市税滞納者 |
| 架電（着電）総数 | 20,618（7,113）回 |
| 納付書発送件数 | 1,267件 |
| 納付約束金額（のべ金額） | 27,423千円 |

（注）令和6年7月14日から令和7年5月31日までの実績（例年、督促納期限の約2週間後の日から出納閉鎖まで電話案内を実施）

(2) 滞納処分の状況

（意義）

納税者が納期限までに市税を完納しないときに、督促を行ってもなお完納しない場合に、他の納税者との負担の公平を確保するために滞納者の財産を差し押え、更に公売するなど強制的な徴収手続きを実施します。

| | 区分 | 債権 | 動産 | 不動産 | 合計 |
|-----|------|-----|----|-----|-----|
| 市税 | 差押件数 | 445 | — | 5 | 450 |
| | 公売件数 | — | — | 8 | 8 |
| 国保税 | 差押件数 | 219 | 2 | 2 | 223 |
| | 公売件数 | — | — | 5 | 5 |

(3) 滞納処分停止の状況

(意義)

滞納者に滞納処分をすることができる財産がないとき等一定の事由があるときに、滞納処分の執行を停止する場合があります。

(単位：件、千円)

| 処分事由 | 市 税 | | 国 保 税 | |
|---------------|-----|--------|-------|--------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 地方税法第15条の7第1項 | 35 | 9,910 | 9 | 11,621 |
| (内訳) 同項第1号 | 16 | 6,093 | 1 | 284 |
| 同項第2号 | 13 | 3,267 | 8 | 11,337 |
| 同項第3号 | 6 | 550 | 0 | 0 |
| 地方税法第15条の7第5項 | 19 | 2,825 | 5 | 1,111 |
| 合 計 | 54 | 12,735 | 14 | 12,732 |

※件数については実人数を記載しています。

地方税法（抜粋）

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

- 2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(4) 不納欠損の状況

(意義)

滞納処分の停止をした後、一定期間が経過した場合や徴収権の消滅時効が到来した場合には、市税を欠損処理します。

(単位：件、千円)

| 処分事由 | 市 税 | | 国 保 税 | |
|---------------|-------|----------|-------|----------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 地方税法第15条の7第4項 | 3 2 6 | 3, 7 1 8 | 2 0 1 | 4, 0 5 2 |
| (内訳) 同条第1項第1号 | 2 5 4 | 3, 1 6 2 | 1 1 6 | 3, 0 1 3 |
| 同条第1項第2号 | 6 6 | 5 4 8 | 8 5 | 1, 0 3 9 |
| 同条第1項第3号 | 6 | 8 | 0 | 0 |
| 地方税法第15条の7第5項 | 1 7 4 | 2, 4 2 5 | 6 0 | 1, 1 1 1 |
| 地方税法第18条第1項 | 2 6 8 | 3, 1 4 9 | 4 1 4 | 3, 1 9 9 |
| 合 計 | 7 6 8 | 9, 2 9 2 | 6 7 5 | 8, 3 6 2 |

※件数は税目毎の期数の合計を記載しています。

地方税法（抜粋）

(地方税の消滅時効)

第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日）の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

一 第十七条の五第二項又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは同条第三項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号の裁決等があつた日、同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第三項各号に定める日

二 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 地方税の徴収権の時効については、この款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する

2 令和6年度における税外債権収納の取組み

(1) 税外債権の保全・管理等に関する相談件数 96件

(2) 三田市納付推進センターの運営

ア 人員体制 3名（納税推進センター兼務 会計年度任用職員3名）

イ 事務内容

(ア) 電話による納付勧奨

(イ) 納付書発送指示

(ウ) 口座振替勧奨

(エ) 納付相談への誘導

ウ 業務実績

| | |
|--------------|------------------|
| 対象債権 | 介護保険料・後期高齢者医療保険料 |
| 対象者 | 令和6年度滞納者 |
| 架電（着電）総数 | 1,366（281）回 |
| 納付書発送指示件数 | 102件 |
| 納付約束金額（のべ金額） | 1,962,310円 |

（注）令和6年6月15日から令和7年5月31日までの実績（例年、督促納期限の約2週間後の日から出納閉鎖まで電話案内を実施）

3 債権の適正管理の推進

(1) 三田市公金収納対策委員会（7月実施）

4 コンビニ収納

(1) 対象税料目

市税（市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税）

(2) 利用状況

件数 78,731件（その内、スマホ決済サービス利用は10,060件）

（注）令和7年3月末現在の状況で確報により算定